

# 用語解説

## あ行

### 浅場

岸や川の瀬などで浅くなっている場所。

浅場は、多様な生物の生息・生育場所となることによって生物多様性の維持・確保などに貢献しているだけでなく、底生生物等の分解者による<sup>ろ過</sup>、藻類による窒素固定、鳥類や魚類による搬出等、そこに生息・生育する生物の営みを介して、水中から有機物や窒素・リンを除去する機能を有し、良好な水環境を維持するうえで重要な役割を果たしている。

### アンダーユース

利用されないために環境が劣化する問題を指す。例えば燃料革命や生活習慣の変化等によって里山資源の利用価値が下がり、手入れ等が行われずに放置される里山が増加した。その結果、雑木林はタケ、ササ類や常緑樹が繁茂し、放置された水田も陸地化やヤブ化が進行している。これに伴い、外来種が侵入したり、これまで人間活動によって維持されてきた環境が消失し、こうした環境に依存する種が姿を消している。

### 遺伝資源

植物・動物・微生物等あらゆる生物に由来する遺伝素材であって、現実又は潜在的な価値を有するもの。医薬品の開発や農作物の品種改良等に用いられている。現に利用されているものだけでなく潜在的に用いられる可能性のあるものも含まれる。

### 遺伝的かく乱

長い歴史で形成されたある種の遺伝構造や遺伝的多様性が、人為的に持ち込まれた個体との交雑によって乱されることを指す。

地理的に隔離され、出会うことのなかった近縁種同士が、人為的要因による移動によって出会い、交雑し、次世代が形成されることで在来種の遺伝子の独自性が失われてしまうことが懸念されている。そのほか、在来種の形態・行動といった特徴が失われることも問題視されている。

### 遺伝的多様性

ひとつの種の中でも、遺伝子には変異があり多様なものであるということを示す言葉。

例えば、海洋や山地、水系などによって地理的に隔離された地域個体群では、同じ種でもそれぞれに遺伝子の構成が異なっていることがある。また、同じ種、同じ個体群でも、遺伝子の組み合わせは個体ごとに少しずつ異なり、生息環境の変化に対応できる可能性を内在している。

地域個体群の絶滅や個体数の減少によって遺伝的多様性が減少すると、画一化した形質の集団となるため、環境の変化等に対応する能力を減少させることになり、ひいては、集団が存続できなくなる危険性を高めることになる。遺伝子レベルの多様性保全は、生物多様性を保全する上で重要な課題となっている。

### エコトーン（移行帯）

「移行帯」を意味し、複数の異なる環境が少しずつ変化しながら接する場所を指す。水辺の場合は陸と水の間にあってどちらとも付かない場所がエコトーンとなる。水辺にエコトーンがあることで、水中のみを利用する生物や、陸上のみを利用する生物だけでなく、水中とエコトーンを利用する生物、陸上とエコトーンを利用する生物、及び水中とエコトーンと陸上を利用する生物等が

生息・生育できるようになり、生物多様性の高い環境となる。

### エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指す仕組みのこと。エコツーリズム推進法においては、「自然環境の保全」、「観光振興」、「地域振興」、「環境教育の場としての活用」を基本理念としている。

### オーバーユース

自然環境分野では国立公園等の自然地域への過剰利用として用いられることが多い。利用者が特定の歩道や登山道に集中することにより、歩道周辺の裸地化をはじめとして自然環境の改変や生態系のかく乱のほか、トイレ等の施設が不足している状態が生じる。このような状態を生じる又は生じさせる利用のことを総称して「オーバーユース」という。

## か行

### がいせん 崖線

崖線は、多摩川などの河川や東京湾の海が長い間に台地を侵食してできた崖地の連なりである。崖線の緑は、自然の地形を残し、かつ市街地の中で区市町村界を越えて連続して存在していることから、東京の緑の骨格となっている。また、崖線下には湧水が見られることが多く、都市化が進んだ東京において、崖線の緑は貴重な自然環境となっている。

### (自然の) 回復力

生物が人為や火災、洪水などにより影響を受けた場合に、元の状態に戻ろうとする力を指す。

特定の生物種の場合は、種の環境適応性、繁殖力などが回復力の大きさを左右する。植生の場合は、その地域の土壌が回復力を決定する要因となるため、土壌の保全が重要である。回復力の低い土地の植生を破壊すると、その後の回復が困難となり、土地の荒廃を招く恐れがある。

### 外来種

過去に、現在の分布域から意図的・非意図的を問わず人為的に自然分布の域外に移動させられ、そこで野生化した生物種を外来種という。外来種のうち、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのある種のことを侵略的外来種という。

### 外来生物法

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の略称で、2005年6月に施行された。特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的にした法律。問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制し、特定外来生物の防除等を行うこととしている。

### 環境影響評価

道路、ダム事業など、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある行為について、事前に環境への影響を十分に調査、予測、評価したうえで、その結果を公表して地域住民

等の関係者の意見を聞き、環境配慮を行う手続きを総称したもの。

### 環境 DNA

生物の細胞などにはその生物固有の DNA が含まれており、生物からは新陳代謝等により絶えず組織片が剥がれ落ちたり、排せつ物などに付着したりするなどして体外に放出されている。海や川に生息している生物においても同様であり、その生息域の水中にはこうした組織片（細胞）などが含まれている。採水等により得られた環境試料から DNA を取り出し、分析すれば、どのような生物がどの程度棲んでいるのかがわかる。このような環境試料中の DNA のことを環境 DNA と呼ぶ。

### 気候変動

気温および気象パターンの長期的な変化のことを指す。これらの変化は、周期的な太陽活動や大規模な火山噴火など自然現象による場合もあるが、1800年代以降は、化石燃料の燃焼といった人間活動が主な原因となっている。異常気象とも言われる、近年の猛暑日の増加や局地的な豪雨の頻度増加が人々の生活を脅かし、世界的にも注視されている。

### 競合

同種または異種の複数個体が、同じ資源（食物、空間など）を求め、かつその供給量が限られているときに生じ、相手に対して負の影響を与える相互作用のこと。競争ともいう。

### 固有（亜）種

分布が特定の地域に限定される種もしくは亜種を固有種（もしくは固有亜種）という。固有種における「特定の地域」とは、国レベル、都道府県レベル、地域レベルな

ど様々なとらえ方がある。島しょなど隔離された環境には固有種が多い。

### 昆明・モンテリオール生物多様性枠組

2022年12月にカナダ・モンテリオール市で開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第2部において採択された、生物多様性に関する世界目標のこと。

自然と共生する世界の実現という「2050年ビジョン」と、自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとることを、「2030年のミッション」として掲げている。

## さ行

### 里地・里山

里地・里山とは、原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草地などで構成される地域で、東京では主に多摩地域にみられる。

### 湿地

ラムサール条約では、「湿地とは、天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、更には水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか海水であるかを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地または水域をいい、低潮時における水深が6mを超えない海域を含む。」と定義されている。これには湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水池、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれる。

## 種の保存法

国内外の絶滅のおそれのある野生生物の種を保存するため、1993年4月に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）が施行された。種の保存法では、国内に生息・生育する、または、外国産の希少な野生生物を保全するために必要な措置を定めている。国内に生息・生育する希少野生生物については、環境省レッドリストに掲載されている絶滅のおそれのある種（絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類）のうち、人為の影響により生息・生育状況に支障を来しているものの中から、国内希少野生動植物種を指定し、個体の取り扱い規制、生息地の保護、保護増殖事業の実施など保全のために必要な措置を講じている。

## 生活史

生物が生まれてから死に至るまでにたどる過程を指す。一生の間に、いつどのような発育段階を経るのか、1年間にどのような世代を繰り返すかなども含めて生活史と呼ぶことが多く、1個体というよりも、個体群などの平均的な性質を指すことが一般的。より広義には、移動分散や休眠、変態、生息地や植生の変化などの生態的性質も含め生活史と呼ぶこともある。

## 生態系サービス

人類に利益となる生態系に由来するすべての機能を指す。例えば、森林における主な生態系サービスは、物質生産機能（木材生産、林産物生産等）、気象緩和機能（気温緩和、湿度調節等）、大気浄化機能（炭素蓄積、酸素供給、<sup>じんあい</sup>塵埃吸着等）、水源涵養機能（水資源貯留、水質浄化等）、国土・土壤保全機能（侵食・崩壊防止、水害防止、土壤形成等）、生物多様性保全機能（野生生物、遺伝資源の保全）、保健文化機能（芸術、学術、レクリエーション、生活環境等）などが挙げられる。

## 生態系ネットワーク

一般的には、野生生物の生息地間を結び、野生生物の移動が可能であるようにつながれた状態の生息地のネットワークを指す。

生態系ネットワークの保全にあたっては、核となる地域（コアエリア）、外部との相互影響を軽減するための緩衝地域（バッファゾーン）を適切に配置、保全するとともに、生物が分散・移動して個体群が交流し、種や遺伝的な多様性を増すことができるように、これらの生息地をつなげる回廊（コリドー）を、確保することが重要と考えられている。

## 生物季節

季節の移り変わりに伴う、生物の状態や行動の変化を指す。ほとんどの生物は季節性を持っており、それぞれの生物が気温や日照時間などの気象条件の季節的な変化を感知し、活動している。

例えば、植物の開花や紅葉、昆虫や鳥の初鳴きなどが挙げられる。

## 生物多様性基本法

生物多様性基本法は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的とした法律である。2008年5月に成立し、同年6月に施行された。

生物多様性基本法では、生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定、白書の作成、国が講ずべき13の基本的施策など、国の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方が示された。

また、国だけでなく、地方公共団体、事業者、国民・民間団体の責務、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務などが規定されている。

## 生物多様性国家戦略2023-2030

生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。わが国では、1995年に最初の生物多様性国家戦略を策定してから、これまでに5度の見直しを行い、2023年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定された。

## 生物多様性条約（CBD）

生物多様性条約（Convention on Biological Diversity）は、1980年代における世界規模の種の絶滅の進行や人類存続に欠かせない生物資源の損失等への危機感の高まりから、1992年に国連環境開発会議（地球サミット）に合わせて採択された条約。「生物多様性の保全」「その構成要素の持続可能な利用」「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」を目的としている。

## 生物多様性地域戦略

生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的計画。生物多様性基本法では、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務が規定されている。

## 絶滅危惧種

様々な要因により個体数が減少し絶滅の危機に瀕している種を指す。進化の過程では絶滅することも自然のプロセスだが、今日の絶滅は、自然のプロセスとはまったく異なり、様々な人間活動の影響のもと、かつてない速さと規模で進んでおり、絶滅の防止は地球環境保全上の重要な課題となっている。

## 遷移

ある一定の場所に存在する群集が時間の経過に伴って、比較的長期間安定する状態である極相へ向かって変化していくことを指す。

完全な裸地（溶岩上、新島・新岩礁など）のような、全く種子などの生物を含まない場所に新たに生物が侵入して開始するものを一次遷移と呼び、大規模な土砂崩れや洪水、火事などで既存の群集が失われたあとに、若干の生物（種子、地下茎、土壌動物など）を含む場所から始まるものを二次遷移と呼ぶ。

## た行

## 地域個体群

地域性に着目して特定される個体群を指す。移動能力のそれほど大きくない生物は、同じ種でも地域によって遺伝的特性や生態的特性が異なることが多く、種を単位とする把握では十分でない場合がある。このような場合に、地域個体群という概念が用いられる。

## でんとうち ちいきち 伝統知・地域知

伝統知は、世代を超えて受け継がれてきた伝統的な知識・知恵のこと。地域知は、地域に生きる人々が育んできた地域特有の知識・知恵のこと。生物多様性条約や名古屋議定書は、伝統的な地域社会等と生物資源の密接な結びつきを認識し、伝統的知識の利用から生じる利益の<sup>こうへい</sup>衡平な配分について定めている。地域社会等による地域の条件に合った管理の方法は生物多様性の保全との両立に貢献しているが、こういった知識は失われつつある。

## 踏圧

人間活動などによって地表面が踏み固められることを指す。

登山道等の荒廃の要因の一つとなっており、踏まれた植物はダメージを受け、踏み固められた土壌では植物は根を伸ばしにくくなるほか、新たな種子が風等で運ばれてきても硬い土に阻まれ、そこに新たな植物が芽吹くことができなくなる。そのため土壌の流出をまねくこともある。

## 特定外来生物

海外起源の外来種のうち、生態系等に関わる被害を及ぼす、又は及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法によって規定された外来生物。

生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。特定外来生物に指定されたものは、飼育・栽培、運搬、保管、輸入、放出、譲渡が禁止されており、罰則も決められている。

## な行

### ナラ枯れ

森林病害虫であるカシノナガキクイムシ (*Platypus quercivorus*) という甲虫が病原菌 (ナラ菌) を伝播することによって起こる、樹木の伝染病の流行を指す。

1980年代末以降、日本各地でナラ類やシイ・カシ類の樹木の大量枯死が発生しており、近年は東京都においても被害が確認されている。

### ネイチャーポジティブ

ネイチャーポジティブとは、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを意味する。自然再興ともいう。

昆明・モントリオール生物多様性枠組では、2030年までに「ネイチャーポジティブ (自然再興)」を実現することが、2050年ビジョンの達成に向けた短期目標として掲げられている。

## は行

### ハビタット

形態的に一定のまとまりをもった場所のうち、生物が生活史の各段階 (採餌、休息、産卵、孵化、羽化、蛹化、営巣、避難等) で利用する特定の場所を指す。

### バラスト水

荷物を積載していない船を安定させるために積み込む海水のこと。荷物を降ろした時に積み込まれ、到着した港で荷を積み込む際に捨てられるため、バラスト水に含まれている生物が本来の生息地でない地域に拡散する要因の一つとなっている。世界各地で外来種の貝や魚、海藻類が繁殖して問題になっているほか、生態系かく乱、養殖魚類へ与える影響、細菌のまん延や有害プランクトンによる貝毒の発生など人の健康への危険性も指摘されている。

### ビオトープ

ビオトープ (biotope) とは、ギリシャ語で「生物」を意味する「bios」と「場所」を意味する「topos」の合成語で、工業の進展や都市化などによって失われた生態系を復元し、本来その地域にすむ生物が生息できるようにした空間を指す。ドイツなどのヨーロッパから始まった生態系を復元または創出する動きは日本にも広がり、各地で国や自治体、学校、NPO・NGO、企業などにより、管理や保全、教育、普及等、様々な取り組みがなされている。

## 干潟

干潮時に沿岸域に現われる、砂や泥がたまった場所を指し、内湾や入江など、外海の波の影響が少なく、河川が流れ込み砂や泥を運んでくる場所にできる。干潟は、沿岸域における水質浄化の場であるとともに、干潟でしか見られない多くの生き物を育む場でもある。

一般に、干潟はその立地や成因により、3つのタイプに分けられ、潮が引いた時に河口部の両岸に出現する干潟を「河口干潟」、陸地の前面に出現する干潟を「前浜干潟」、砂嘴で囲まれた潟湖内に発達する干潟を「潟湖干潟」と呼ぶ。

東京湾の多摩川や江戸川放水路の河口部には河口干潟が発達しているほか、干潟の陸に近い場所には、塩性湿地が発達しており、都内でも希少な野生生物の生息・生育場所となっている。

## 貧酸素水塊

海底に沈んだ大量のプランクトンの死骸や汚泥中の有機物がバクテリアによって分解される際に酸素が消費されることで生じる酸欠状態の水の塊のこと。上層と下層で海水の循環が起こりにくい夏期に発生する。

東京湾、とりわけ東京都内湾では、毎年夏期に、貧酸素水塊が、広範囲・長期に形成され、水生生物の生育・生息を阻害する原因の一つとなっている。

## 富栄養化

富栄養化とは、閉鎖性水域において、窒素やリンなどを含む栄養塩類の濃度が増加することを指す。生活排水や産業排水、畜産廃棄物、農耕地からの排水等により、栄養塩類が大量に流入していること等が原因として挙げられている。水質の富栄養化は、植物性プランクトンの増殖を引き起こし、赤潮やアオコの原因となる。

## ま行

### マイクロプラスチック

海洋ゴミの約70%を占めると言われているプラスチックゴミのうち、大きさが5 mm 以下のサイズのものを指す。近年の世界のプラスチック消費量の増加に伴い、マイクロプラスチックが全世界の海洋に流出しており、海鳥を含む海洋生物の誤飲等による障害や、プラスチック添加剤として含まれていた化学物質や環境中で吸着した化学物質による影響が懸念されている。

## や行

### 屋敷林

屋敷林とは家屋を取り囲むように敷地内に設けられた樹木群で、厳しい気候や自然災害などから家屋を守ること（防風・防砂・防備機能）、燃料や建築材を確保することなどを目的として作られた森林である。

### やと・やとだ 谷戸・谷戸田

谷戸とは、丘陵部に刻み込まれた浅い谷を指し、谷に向かって傾斜した集水域と谷頭からの湧水によって涵養される湿地で構成される。谷戸周辺の自然は、地形に対応した小規模な農業形態との緊密な関わりの中で管理され、人が適度に手をかけながら維持してきた。谷戸には樹林、草地、湿地、ため池、水路等の多様な環境要素がモザイク状に配置され、豊かな生物相の生息・生育環境となっている。谷底部の湧水による湿地は水田としても利用され、谷戸田と呼ばれている。地域によっては「谷地」「谷津」と呼ばれる。

### ラムサール条約

ラムサール条約は1971年2月2日にイランのラムサールで開催された国際会議において採択された、湿地に関する条約である。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」というが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれている。

この条約では、国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進するため、各締約国がその領域内にある国際的に重要な湿地を一ヶ所以上指定し、条約事務局に登録するとともに、湿地の保全及び賢明な利用促進のために各締約国がとるべき措置等について規定している。

### りくさんがいるい 陸産貝類

カタツムリ類など陸域を主な生活空間とする貝類のこと。厚い殻や粘膜など乾燥を防ぐための機能や肺を持つことなど、貝類としては陸で生活するのに適応した形態をしている。移動能力が低く、乾燥などの環境変化に弱いため、海や乾燥地域を越えられず、地域的に隔離されて種分化が起こるものが多い。小笠原諸島では、約100種の在来種のうち、90%以上が固有種で、固有種率が極めて高く、また、現在も新種の発見が続いている。

### レッドリスト

レッドリストとは、絶滅の危機のおそれがある野生生物の現状を、危険度を表すカテゴリー別に示した資料のこと。国際レベルでは、国際自然保護連合（IUCN）が作成しており、国レベルでは環境省、都道府県レベルでは地方公共団体ごとに作成している。

### レフュージア

本来は「氷河期などの気候変動により大規模に生物種が絶滅するような状況下で、局所的に死滅を免れ生き残れる場所、退避地」を意味する。現在は「生物の避難場所・環境」を指すことが多く、生物種が絶滅する環境下で、局所的に種が生き残った場所を示す。

### 略称

#### AI

Artificial Intelligence を略した言葉で、「人工知能」を意味する。人の施行プロセスと同じような形で動作するプログラム全般、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術全般を指す。

#### IoT

Internet of Things を略した言葉で、「モノのインターネット」を意味する。生活の中のあらゆるものがインターネットに接続され、情報交換をすることで相互に制御する技術を指す。

#### IUCN

IUCN とは、国際自然保護連合（International Union for Conservation of Nature and Natural Resources）のこと。1948年に設立され、国家、政府機関、国際及び国内非政府機関会員により構成されている。国連環境計画（UNEP）、国連教育科学文化機関（UNESCO）などの国連機関や世界自然保護基金（WWF）等の協力の下に、野生生物の保護、自然環境及び自然資源の保全に係る調査研究、途上地域への支援等を行っているほか、絶滅のおそれのある世界の野生生物を網羅したレッドリスト等を定期的に刊行している。

## OECM

OECM (Other Effective area-based Conservation Measures) とは、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域のこと。事業者、民間団体・個人、地方公共団体による様々な取組によって、本来の目的に関わらず生物多様性の保全が図られている地域を指す。

## PHVA プロセス

個体群と生息地の存続可能性評価 (Population & Habitat Viability Assessment) を意味し、CPSG (Conservation Planning Specialist Group: 保全計画専門家グループ) が開発した行動計画づくりのためのワークショップ・プロセスである。本手法では、ワークショップにより、絶滅危惧種とその生息地の回復のための行動計画を策定する。ワークショップでは、対象となる絶滅危惧種への人為的な影響を評価するため個体群動態モデルを作成し、PVA (Population Viability Analysis: 個体群存続可能性分析) を行い、個体群の存続可能性を定量的に評価しながら、保全のための具体的な対策 (行動) を関係者で合意しながら決めていく。

## TNFD

自然関連財務情報開示タスクフォース (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures) は、自然資本等に関する企業のリスク管理と開示枠組みを構築するために設立された国際的組織である。TNFD は、気候関連の財務情報の開示に関するタスクフォース (Taskforce on Climate-related Financial Disclosures, TCFD) に続く枠組みとして、2019年世界経済フォーラム年次総会 (ダボス会議) で着想され、資金の流れをネイチャーポジティブに移行させるという観点で、自然関連リスクに関する情報開示フレームワークを構築することを目指している。



## 「東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針」の策定経緯及び委員名簿

本方針は、東京都自然環境保全審議会へ諮問を行い、計画部会を中心に審議を重ね、答申を得て策定した。また、庁内においても下記のように庁内各局で構成する検討部会を設置し意見集約を行った。

表「東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針」の策定経緯【令和6(2024)年度】

| 開催日                                                                                       | 名 称                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 令和6(2024)年5月15日                                                                           | 第1回東京都生物多様性地域戦略庁内推進会議<br>保護上重要な野生生物保全方針検討部会 |
| 令和6(2024)年6月21日                                                                           | 第26期東京都自然環境保全審議会 第2回計画部会                    |
| 令和6(2024)年7月25日                                                                           | 第26期東京都自然環境保全審議会 第3回計画部会                    |
| 令和6(2024)年8月6日                                                                            | 第2回東京都生物多様性地域戦略庁内推進会議<br>保護上重要な野生生物保全方針検討部会 |
| 令和6(2024)年9月10日                                                                           | 第156回東京都自然環境保全審議会（本審）                       |
| 東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針の策定について（中間のまとめ）に関する意見募集（パブリックコメント）の実施 ＜令和6年(2024)年10月15日から同年11月14日＞ |                                             |
| 令和6(2024)年12月5日                                                                           | 第3回東京都生物多様性地域戦略庁内推進会議<br>保護上重要な野生生物保全方針検討部会 |
| 令和7(2025)年1月17日                                                                           | 第26期東京都自然環境保全審議会 第4回計画部会                    |
| 令和7(2025)年2月10日                                                                           | 第157回東京都自然環境保全審議会（本審）                       |

### 東京都自然環境保全審議会計画部会委員【令和6(2024)年度】

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 一ノ瀬 友博 | 慶応義塾大学環境情報学部長・教授（部会長） |
| 荒井 歩   | 東京農業大学教授              |
| 片岡 友美  | 認定 NPO 法人生態工房理事長      |
| 上條 隆志  | 筑波大学教授                |
| 神山 智美  | 富山大学教授                |
| 佐伯 いく代 | 大阪大学准教授               |
| 須田 真一  | 東京大学総合研究博物館研究事業協力者    |
| 中島 慶二  | 江戸川大学特任教授             |
| 藤間 利明  | 都民委員                  |
| 松井 千輝  | 都民委員                  |
| 山田 晋   | 東京農業大学教授              |

方針の素案は令和4(2022)年～令和5(2023)年にかけて、下記の検討会等の議論を経て作成した。

**方針素案検討委員 【令和4(2022)～5(2023)年度】**

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 亀山 章  | 東京農工大学名誉教授（座長）     |
| 内野 秀重 | 八王子市立長池公園園長        |
| 片岡 友美 | 認定 NPO 法人生態工房理事長   |
| 金井 裕  | 公益財団法人日本野鳥の会参与     |
| 上條 隆志 | 筑波大学教授             |
| 倉本 宣  | 明治大学教授             |
| 須田 真一 | 東京大学総合研究博物館研究事業協力者 |
| 中島 慶二 | 江戸川大学教授            |
| 宮崎 佑介 | 近畿大学准教授            |

**外来種対策あり方検討会委員 【令和4(2022)～5(2023)年度】**

|       |                              |
|-------|------------------------------|
| 五箇 公一 | 国立研究開発法人国立環境研究所生物多様性領域室長（座長） |
| 大野 正人 | 公益財団法人日本自然保護協会保護・教育部部長       |
| 片岡 友美 | 認定 NPO 法人生態工房理事長             |
| 戸田 光彦 | 一般財団法人自然環境研究センター研究主幹         |
| 中井 克樹 | 滋賀県立琵琶湖博物館特別研究員              |
| 中島 慶二 | 江戸川大学教授                      |

※名簿は座長等を除き五十音順（敬称略）  
いずれも役職等は就任当時のもの





## 水彩画表紙・裏表紙・挿絵イラスト

東郷なりさ

以下の野生生物が本方針の中に描かれています。見つけてみてください。

### 表紙 本土部に生息・生育する野生生物

タヌキ、ツバメ、オオタカ、コサギ、カワセミ、カイツブリ、ヒガシニホントカゲ、ニホンアマガエル、アズマヒキガエル、オイカワ、ギンヤンマ、ムスジイトトンボ、チョウトンボ、キアゲハ、ベニシジミ、キンラン、ヤマユリ、クサギ、コナラ、キツネノカミソリ、サジオモダカ、ヨシ、カイエンガヤツリ、サンカクイ、ヒメガマ、トチカガミ 他（順不同）

### 裏表紙 島しょ部に生息・生育する野生生物

ミナミハンドウイルカ、カツオドリ、オオミズナギドリ、クロアジサシ、カラスバト、ウチャマセンニュウ、オカダトカゲ、アサギマダラ、イソギク、ハイネズ、ハチジョウアザミ、ハマカンゾウ、アシタバ 他（順不同）

### その他

コウツエビネ、カタクリ、トウキョウダルマガエル、オニヤンマ、オシドリ、アカガシラカラスバト、タヌキ、アズマモグラ、アオバズク、オオタカ、ツバメ、カワセミ、コサギ、ヒガシニホンアマガエル、オイカワ、ギンヤンマ、ナミアゲハ、ショウリョウバッタ、ミンミンゼミ、エノキ、クサギ、キンラン、ススキ、エノコログサ、ヒメガマ、トチカガミ、サジオモダカ、サンカクイ、アオサギ、ニホンアカガエル、ニホニイタチ、サシバ、ダイサギ、ベニシジミ、ヨツボシトンボ、タイコウチ、オケラ、ミズオオバコ、ヒルムシロ、オモダカ、ミソハギ 他（順不同）

...

## 写真・資料提供（五十音順、敬称略）

以下の方々から写真・資料を提供していただきました。

お名前をあげて心より感謝の意を表します。

大田区、株式会社愛植物設計事務所、株式会社一成、北区、公益財団法人東京動物園協会、公益財団法人東京都農林水産振興財団、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所、国土交通省国土地理院、立川市、東京都建設局、東京都港湾局、東京都産業労働局、東京都総務局大島支庁、東京都総務局小笠原支庁、東京都都市整備局、東京都檜原都民の森管理事務所、公益財団法人日本野鳥の会、認定NPO法人生態工房、内山香、上條隆志、喜多英人、倉地正、杉村健一

※本書に掲載された写真・図表・イラスト・文章等、内容の全ての著作権は東京都及びそれぞれの記事等提供者にあります。これらの情報は権利者に無断で転載・複写・複製することはできません。

**東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針**  
ー「新たな野生絶滅ZEROアクション」の実現に向けてー

登録番号 第(6)88号  
環境資料 第36067号

令和7年3月発行

編集・発行 東京都環境局自然環境部  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
電話 03-5388-3548  
<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/>

印刷 株式会社恒和プロダクト

